

富田林市立総合スポーツ公園野球場  
有料広告掲出取扱要領

富田林市立総合スポーツ公園野球場有料広告掲出取扱要領の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市広告事業実施要綱(平成29年富田林市要綱第27号。以下「要綱」という。)に基づき、富田林市立総合スポーツ公園野球場(以下「野球場」という。)に掲出する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲出広告の範囲)

第2条 野球場に掲出できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 要綱第3条第1項各号に定めるもの
- (2) 野球場等の管理運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 色彩又はデザインが野球場等の美観を損なうおそれがあるもの
- (4) 野球場等を利用するものに不快の念を与えるおそれがあるもの

2 前項の規定にかかわらず、要綱第3条第2項各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

(広告の掲出位置及び期間等)

第3条 広告の掲出位置並びに大きさは、別表1のとおりとする。

2 広告を掲出する期間は、原則として年度単位とする。ただし、1月単位とすることを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に支障がないと認めるときは、毎年更新し、広告を掲出することができる。

4 広告の設置及び撤去は、広告掲出期間内に行われなければならない。

(掲出料金)

第4条 1区画あたりの掲出料金は、別表2のとおりとする。

(掲出の申込み)

第5条 広告を掲出しようとするもの(以下「申込者」という。)は、富田林市立総合スポーツ公園野球場広告掲出許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)と掲出する広告内容等の概要書を添付の上、教育委員会に提出しなければならない。

(掲出の決定等)

第6条 教育委員会は、前条の申請書を受け付けたときは、第2条の規定に基づき速やかに内容を審査し、掲出の可否を決定し、広告掲出審査結果通知書(様式第2

号)により申込者に通知するものとする。

(掲出料金の納付)

第7条 申込者は、教育委員会が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に、広告掲出に係る料金を納付しなければならない。

(掲出の方法)

第8条 掲出方法は、塗料により表示するものとする。

2 次の各号の一に該当する場合は、掲出できないものとする。

- (1) 広告の表面に著しい凹凸があるもの
- (2) 広告に著しい厚みがあるもの
- (3) 太陽光及び照明灯に反射効果を有する材料を使用しているもの
- (4) 直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じるもの
- (5) その他管理上支障が生じるおそれがあるもの

(費用負担等)

第9条 広告の作成、設置及び撤去にかかる費用並びに広告の維持管理に係る一切の費用は、申込者の負担とする。

(広告掲出の取消し)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 申込者が広告掲出料金を納付期限までに納付しなかったとき。
- (2) 申込者から、広告掲出の辞退届(様式第3号)の届出があったとき。
- (3) その他教育委員会が広告の掲出に支障があると認めたとき。

(広告に係る責任)

第11条 掲出した広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

2 広告の掲出作業又は撤去作業に伴い発生した施設の汚損及びき損による損害については、申込者が自らの責任においてその損害を賠償しなければならない。

3 教育委員会は、その責めに帰するものを除き、広告の汚損、き損、滅失等について、これらの責任を負わない。

4 施設の工事その他の施設管理上やむを得ない事情によって、掲出した広告が一時的に撤去又は不明瞭な状態、可視できない状態となることがあっても、教育委員会は、掲出料金返還その他の責任を負わない。

(原状回復の義務)

第12条 申込者は、掲出許可期間が満了したとき及び第10条の規定に基づき許可を取り消された時は、自らの責任において直ちに広告を撤去し、現状に回復しなければならない。

2 申込者が前項の広告の撤去及び原状回復をしない場合、教育委員会は自らこれを撤去し、現状に回復することができる。この場合において、当該撤去及び原状回復に要した費用は、申込者に請求することができる。

(掲出料金の還付)

第13条 既納の掲出料金は還付しない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により還付する掲出料金は、月割計算により算出するものとし、1月未満の端数があるときは1月と算出する。

(補則)

第14条 その他広告の掲出に関し、疑義が生じたときは、要綱に定める富田林市広告審査委員会を開催し、審査するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の富田林市立総合スポーツ公園野球場有料広告掲出取扱要領の規定に基づき、この要領の施行の日の前日までに行われた掲出の許可は、この要領の相当規定によって行われたものとみなす。

別表1 (第3条関係)

掲出場所	外野グラウンドフェンス	内野グラウンドフェンス
区画数	14区画	11区画
大きさ	(1区画あたり) 縦0.9m、横9m以内	(1区画あたり) 縦0.7m、横9m以内

別表2 (第4条関係)

掲出場所	外野グラウンドフェンス	内野グラウンドフェンス
1区画あたりの掲出料 (年額)	64,800円	44,100円
1平方メートルあたり (年額)	8,000円	7,000円

備考

掲出の期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

附 則

この要領は、令和5年12月14日から施行する。